

(様式1別紙1)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び新発田市から調査を求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、新発田市移住支援金交付要綱第8条の規定に基づき、速やかに新発田市に報告し、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に新発田市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に新発田市以外の市区町村に転出した場合：半額
- (就業の場合のみ)
- (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額